



「厚生省から処理委員会の委

員になってくれと頼まれたとき、大学の仕事もあるし、中労委の公益委員の仕事も忙しくて、これは責任あるあっせんができるかと危ぶんだのです。しかし、私は公害には深い関心をずっと持っていたし、水俣病のことでも聞いてはいました。生命、身体を侵害されて補償問題が起るのには、典型的には交通事故ですが、このようなケースから広げて、一般的に補償関係の問題を、四十年近く前に、専門的にやっておりますし、実際に裁判をやったこともありま

す。水俣病について具体的なことはまだ知りません。内容がどうなっているのか、調査をしてからでないと、まだなんとも言えません」

とはまだ知りません。内容がどうなっているのか、調査をしてからでないと、まだなんとも言えません」

温厚な人柄そのままに、発言もまたたいへん慎重である。水俣病患者互助会が、あっせん一



水俣病補償処理委員会の座長になった氏 千種 達夫 氏

とではまだ知りません。内容は、それは弁護士がやってくれようになっているのか、調査をしてからでないと、いまだ裁判のスピードは非常におそい。熊本地裁や福岡高裁の実情は知りませんが、東京地裁などは二十いくつもの部それぞれが、約八百件ずつの訴訟をかかえていて、たいへ

たいと思っています。他の二人、三好重夫さんは京都府の知事をやられた地方制度のベテランです。笠松重東大教授は労働災害の段階補償にも詳しい方ですから双方の調和した点が出せるでしょう」

任組と、訴訟組に分かれたこと、最高裁までいくとなると、もし訴訟に勝ったとしても裁判費用で使い果たす恐れが多分にあります。私はその点を非常に心配します」

調査はこれから始まるわけだが、必要があれば水俣にも行って患者とも、あるいは熊本県、東中野三丁目。(東京支社)